

(証券コード : 7255)

2021年6月9日

株主各位

静岡県浜松市東区半田町720番地
株式会社 櫻井製作所
代表取締役社長 櫻井成二

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に加え、全国で感染力の高い変異株による感染拡大が継続しており、依然として感染予防の徹底が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後4時50分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市東区半田町720番地
当会社 本社会議室

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議案

- 剩余金処分の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等により議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。

なお本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurai-net.co.jp>)において周知させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurai-net.co.jp>)に掲載しております。

- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

インターネット（パソコン、携帯電話、スマートフォン）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net/>）をご利用いただくことによってのみ可能となります。

1. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従って議決権行使することができます。この場合、「議決権行使コード」および「パスワード」の入力は不要となります。なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。（QRコードは、株デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコンまたは携帯電話をご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議決権行使してください。なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることができます。

（ご注意）

インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によってはご利用いただけない場合がございます。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大傾向の中、日本国内においては、その感染症拡大による企業活動への影響が拡大し、景気の先行きは極めて不透明な状況のまま推移しました。

一方、海外においても、新型コロナウイルス感染症が世界経済へのマイナスのインパクトを与える等、国内同様に先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと当社は、新規取引先の拡大や顧客にコストメリットがある商品を提案提供し、収益を確保することを最重要項目としてまいりました。その結果、自動車部品製造事業では、第4四半期において新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた汎用機部品および四輪部品の受注を回復することができましたが、今年度の売上高・利益は、前期の水準まで回復するには至りませんでした。工作機械製造事業では、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受け、専用機等の受注が進まず、売上高・利益が大きく減少しました。なお、自動車・産業機械メーカーの部品加工増により前々年度に完成しました細江工場敷地内の第3工場は、現在本格稼働しております。営業活動では、本年度11月に始めたリアルおよびバーチャルでの工場見学を可能としたプライベートショーをさらに促進し、アフターコロナにおける営業の新戦略として推進する予定であり、新規顧客の開拓および受注確保に努めてまいります。さらに脱炭素社会への潮流が世界的に加速するなか、電動車（EV）における関連製品の割合を増やしていきます。

事業別の状況は、次のとおりであります。

(自動車部品製造事業)

国内では四輪部品等の受注減により売上高は減少しました。その結果、売上高は2,639百万円（前期比30.4%減）となりました。セグメント損失につきましては売上高と同様の理由により127百万円（前期はセグメント損失23百万円）となりました。

(工作機械製造事業)

海外向けの専用機、キュービック（多軸ヘッド交換型専用機）が減少したこと等により売上高は775百万円（前期比68.4%減）となりました。セグメント損失につきましては、売上高と同様の理由により432百万円（前期はセグメント利益62百万円）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,414百万円（前年同期比45.3%減）、営業損失560百万円（前年同期は営業利益38百万円）、経常損失393百万円（前年同期は経常利益115百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は372百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益84百万円）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額347百万円となりました。主なものは自動車部品製造事業の生産性向上のための機械設備等であります。これに要した資金は自己資金および借入金によります。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症における世界経済へのマイナスのインパクトを主とした等、懸念材料も多く、事業を取り巻く環境は不透明な状況にあります。

このような状況の中、工作機械製造事業におきましては、ロータリーフライス盤、ターレックス・キュービック（多軸ヘッド交換型専用機）、B-Trim（5軸バリ取りセンター）の標準機の競争力強化に力を注ぐとともに、当社が得意とする高効率専用機の提案型営業販売を進めてまいります。

自動車部品製造事業におきましては、高難度品、高精度品のエンジン廻り部品を中心に受注活動を行い、また、高品質、高い加工技術を活かし航空宇宙等成長産業への展開を継続して行ってまいります。特に脱炭素社会への潮流が世界的に加速するなか、電動車（EV）における関連製品の割合を増やしていく予定であります。

今後も当社は、激変する時代に勝ち抜くため、海外子会社と連携を強化した営業活動を行い、自動車部品加工と工作機械製造の結合企業であるという特性を充分に発揮し、共創に依る製造を展開することでグループ全体の収益確保に努めてまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が短期および長期に渡る影響をそれぞれ別けて分析し、対応できる様万全を期します。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 事業セグメント別売上高

事業区分 期 別	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)	前期比増減率
自動車部品製造事業	3,792百万円	2,639百万円	△30.4%
工作機械製造事業	2,450百万円	775百万円	△68.4%
合 計	6,242百万円	3,414百万円	△45.3%

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区分	期 別	第 70 期 (2017年度)	第 71 期 (2018年度)	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)
売 上 高(百万円)		4,815	5,915	6,242	3,414
経常利益又は経常損失(△)(△)		135	101	115	△393
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)		125	92	84	△372
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		31.63	23.67	22.08	△100.09
総 資 産(百万円)		7,643	7,929	7,810	7,694
純 資 産(△)		5,460	5,348	5,279	4,872

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況

区分	期 別	第 70 期 (2017年度)	第 71 期 (2018年度)	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)
売 上 高(百万円)		4,138	4,981	5,581	2,978
経常利益又は経常損失(△)(△)		133	126	157	△330
当期純利益又は当期純損失(△)(△)		122	119	126	△308
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		30.81	30.48	33.22	△83.12
総 資 産(百万円)		7,128	7,670	7,590	7,557
純 資 産(△)		5,472	5,390	5,366	5,045

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

- 自動車部品ならびに各種精密部品の製造販売（自動車部品製造事業）
- 工作機械の製造販売（工作機械製造事業）

(7) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

①当社の主要な営業所

本社および船岡工場 (工作機械製造事業)	静岡県浜松市東区半田町720番地
細江工場 (自動車部品製造事業)	静岡県浜松市北区細江町中川7000-18

②子会社

SAKURAI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
SAKURAI U. S. A., CO.	アメリカ オハイオ州

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
310名	9名減

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
207名	増減なし	39.9歳	16.4年

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社静岡銀行	872,701千円
浜松磐田信用金庫	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の連結子会社は下記の2社であります。

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SAKURAI VIETNAM CO., LTD.	500万米ドル	100%	工作機械および精密機械部品の製造販売、輸送用機器の部品製造販売
SAKURAI U. S. A. , CO.	10万米ドル	100%	工作機械の販売、メンテナンス・アフターケア等

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,000,000株(自己株式316,137株を含む) |
| ③ 株主数 | 792名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
桜井興産株式会社	920,000株	24.97%
桜井取引先持株会	316,600株	8.59%
櫻井美枝子	314,733株	8.54%
株式会社不二	226,600株	6.15%
櫻井成二	143,133株	3.89%
桜井製作所従業員持株会	87,000株	2.36%
前田順子	80,900株	2.20%
株式会社古橋	64,000株	1.74%
浅田君代	41,400株	1.12%
池崎弘昌	40,000株	1.09%

(注) 1. 持株比率は自己株式(316,137株)を控除して計算しております。

2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井成二	
取締役	河合誠一郎	部品部長兼総務部長
取締役	櫻井美枝子	桜井興産株式会社 代表取締役社長 有限会社セレサ 代表取締役社長
取締役	関伸一	関ものづくり研究所代表 株式会社Fiot取締役 株式会社エコム社外取締役(監査等委員) 静岡大学工学部大学院客員教授
常勤監査役	川東宏二	
監査役	石塚尚	弁護士 エンシュウ株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役	鈴木修一郎	税理士

- (注) 1. 関伸一氏は、社外取締役であります。
 2. 石塚尚氏および鈴木修一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役石塚尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役鈴木修一郎氏は税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の報酬限度額は1991年6月27日開催の第43回定時株主総会において、月額9百万円以内(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数6名)と決議されております。また、監査役の報酬限度額は1997年6月27日開催の第49回定時株主総会において、月額2百万円以内(当該定時株主総会終結時点の監査役の員数2名)と決議されております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長櫻井成二が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記内容に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,520 (5,960)	49,520 (5,960)	- (-)	- (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,320 (7,920)	13,320 (7,920)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、前回の定時総会で退任した取締役 1 名分について上記対象となる役員の員数および報酬等に含めています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役石塚尚氏はエンシュウ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。エンシュウ株式会社は当社の取引先であります。

取締役関伸一氏は関ものづくり研究所代表であります。

関ものづくり研究所は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	関伸一	2020年6月25日に社外取締役就任後に開催された当期開催の取締役会6回全てに出席し、主に会社の経営者としての豊富な経験および幅広い見識に基づく見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言および提言を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役	石塚尚	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。
監査役	鈴木修一郎	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険の内容の概要等

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な海外子会社SAKURAI VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合において、必要と判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法などの法令に違反した場合、公序良俗に反する行為があった場合など、適正な監査業務の執行に支障をきたす恐れがある場合のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性、信頼性、効率性などが適切であるかについて確認し、必要がある場合には、会計監査人の解任または不再任を検討し、必要と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は1百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当の取締役の指揮・監督のもと、全社横断的なコンプライアンス体制を確立する。

コンプライアンス活動を充実させ、法令遵守の徹底、および企業倫理の向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規定に基づき、法令上保存が義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書等を書面または電磁的媒体に記録し、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスクの管理については担当部署を決め、規則、ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。

新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は取締役会に報告し、責任者を決定し、速やかに対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的な目標および効率的達成の方法を取締役会が定め、達成に努める。

取締役会は結果をレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

セグメント別の事業に関して責任を負う取締役または執行役員を決め、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。当社は子会社の業務執行を管理し、子会社は定期的に当社の生産会議、部長会において業務執行について報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は社員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項および監査役からの要請事項が速やかに報告できる体制を整備する。また、当該報告を行った取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を遂行するために生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、事由、金額等を明記した書面に基づき、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査業務を円滑に進めるため、取締役会、部長会、各部生産会議等に出席する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。

また、必要に応じ、警察当局、顧問弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における主な運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の業務の執行について

「取締役会規程」に基づき、当事業年度において取締役会を10回開催し、法令又は定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに取締役の職務の執行の監督を行っております。また、業務執行について報告、協議を行う部長会も12回開催し、業務執行の適正性を確保しております。

(2) 監査役の業務の執行について

監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき監査を実施しています。当事業年度において監査役会を16回開催しています。また、監査役は取締役会への出席ならびに常勤監査役による部長会等の重要な会議への出席および取締役、使用人へのヒヤリングを通して、内部統制の整備、運用状況について確認をしております。

(3) 子会社における業務の適正の確保について

子会社につきましては毎月、当社の生産会議および部長会においてテレビ会議により、業務執行について報告を受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,532,027	流動負債	1,099,311
現金及び預金	1,164,480	買掛金	330,092
受取手形及び売掛金	595,694	1年内返済予定の長期借入金	444,438
電子記録債権	37,090	未払金	150,723
製品	85,014	未払法人税等	468
仕掛品	529,702	未払消費税等	15,623
原材料及び貯蔵品	39,883	前受金	82,286
その他の	80,620	賞与引当金	46,290
貸倒引当金	△459	受注損失引当金	16,838
		その他の	12,551
固定資産	5,162,785	固定負債	1,723,230
有形固定資産	3,823,085	長期借入金	1,128,262
建物及び構築物	957,653	繰延税金負債	210,574
機械装置及び運搬具	1,932,204	役員退職慰労引当金	9,368
土地	716,256	退職給付に係る負債	254,416
建設仮勘定	139,721	資産除去債務	56,916
その他の	77,249	その他の	63,691
		負債合計	2,822,542
無形固定資産	75,105	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,264,595	株主資本	4,837,299
投資有価証券	521,693	資本金	100,000
組合預け金	448,152	資本剰余金	126,263
その他の	294,749	利益剰余金	4,777,535
		自己株式	△166,500
		その他の包括利益累計額	34,972
		その他有価証券評価差額金	185,137
		繰延ヘッジ損益	△290
		為替換算調整勘定	△149,875
		純資産合計	4,872,271
資産合計	7,694,813	負債純資産合計	7,694,813

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,414,618
売 上 原 価	3,399,607
売 上 総 利 益	15,011
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	575,636
當 業 損 失	560,625
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	393
受 取 配 当 金	13,091
受 取 賃 貸 料	50,931
為 替 差 益	1,379
壳 電 収 入	26,868
補 助 金 収 入	88,493
雜 収 入	23,250
當 業 外 費 用	204,408
支 払 利 息	9,738
賃 貸 収 入 原 価	16,396
壳 電 費 用	10,619
雜 損 失	1,024
經 常 損 失	37,778
特 別 利 益	393,995
固 定 資 産 売 却 益	39
補 助 金 収 入	5,800
特 別 損 失	5,839
固 定 資 産 廃 葵 損	575
固 定 資 産 圧 縮 損	5,800
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	394,530
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△20,642
法 人 税 等 調 整 額	△1,880
当 期 純 損 失	372,007
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	372,007

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	100,000	126,263	5,206,252	△118,594	5,313,921
連結会計年度中の 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△56,709		△56,709
親会社株主に帰属 する当期純損失			△372,007		△372,007
自 己 株 式 の 取 得				△47,905	△47,905
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	-	-	△428,717	△47,905	△476,622
2021年3月31日残高	100,000	126,263	4,777,535	△166,500	4,837,299

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他の有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2020年4月1日残高	93,289	△1,060	△127,146	△34,918	5,279,003
連結会計年度中の 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△56,709
親会社株主に帰属 する当期純損失					△372,007
自 己 株 式 の 取 得					△47,905
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	91,848	770	△22,728	69,890	69,890
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	91,848	770	△22,728	69,890	△406,731
2021年3月31日残高	185,137	△290	△149,875	34,972	4,872,271

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,404,610	流 動 負 債	882,546
現 金 及 び 預 金	1,021,705	買 掛 金	220,857
受 取 手 形	24,789	1年内返済予定の長期借入金	423,667
売 売 債 款	476,984	未 払 金	146,250
電 製 品	37,090	未 払 費 用	7,089
仕 挂 品	84,991	未 払 人 税	468
原 料 及 び 貯 藏 品	505,484	未 払 法 人 税	15,623
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	25,354	未 払 消 費 税	3,313
そ の 他	166,065	預 賞 金	46,290
貸 倒 引 当 金	62,945	与 一 引 債	1,858
	△800	受 注 損 失 引 当 金	16,838
		そ の 他	290
固 定 資 産	5,153,201	固 定 負 債	1,630,150
(有 形 固 定 資 産)	(3,530,400)	長 期 借 入 金	1,076,333
建 築 物	811,344	一 次 借 入 金	6,970
構 築 物	24,922	繰 延 税 金	210,574
機 械 及 び 装 置	1,786,874	退 職 給 付 引 当 金	248,182
車両 運 搬 具	17,238	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	9,368
工具、器具及び備 品	68,129	資 産 除 去 債	21,999
リ 一 ス 資 産	8,674	そ の 他	56,721
土 地	673,495	負 債 合 計	2,512,696
建 設 仮 勘 定	139,721	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	(75,022)	株 主 資 本	
借 地 権	399	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ エ ア	74,373	資 本 剰 余 金	126,263
電 話 加 入 権	250	資 本 準 備 金	126,263
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(1,547,778)	利 益 剰 余 金	4,800,504
投 資 有 価 証 券	521,693	利 益 準 備 金	50,175
関 係 会 社 株 式	172,473	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,750,329
出 資	3,090	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	244,119
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	110,710	別 途 積 立 金	4,280,000
組 合 預 け 金	448,152	繰 越 利 益 剰 余 金	226,210
投 資 不 動 产	280,799	自 己 株 式	△166,500
そ の 他	10,859	株 主 資 本 合 計	4,860,268
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	184,847
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	185,137
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△290
資 产 合 计	7,557,812	純 資 産 合 计	5,045,115
		負 債 純 資 産 合 计	7,557,812

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上 高			2,978,350
売 上 原 価			2,972,360
売 上 総 利 益			5,989
販売費及び一般管理費			509,897
當 業 損 失			503,907
當 業 外 収 益			
受 取 利 息			5,488
受 取 配 当 金			13,091
受 取 貸 貸 料			50,931
為替差益			908
売電収入			26,868
雜 収 入			22,386
補 助 金 収 入			88,493
			208,169
當 業 外 費 用			
支 払 利 息			7,654
賃貸収入原価			16,396
売電費			10,619
雜 損 失			515
經 常 損 失			35,185
			330,923
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益			39
補 助 金 収 入			5,800
			5,839
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損			575
固 定 資 産 圧 縮 損			5,800
税 引 前 当 期 純 損 失			6,375
法人税、住民税及び事業税			△20,642
法 人 税 等 調 整 額			△1,880
当 期 純 損 失			△22,522
			308,935

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本							
	資 本 剩 余 金	利 益 剰 余 金						
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	
2020年4月1日残高	100,000	126,263	50,175	244,119	4,181	4,280,000	587,673	5,166,149
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△56,709	△56,709
当期純損失							△308,935	△308,935
特別償却準備金の取崩					△4,181		4,181	-
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△4,181	-	△361,463	△365,645
2021年3月31日残高	100,000	126,263	50,175	244,119	-	4,280,000	226,210	4,800,504

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△118,594	5,273,818	93,289	△1,060	92,228	5,366,046
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△56,709				△56,709
当期純損失		△308,935				△308,935
特別償却準備金の取崩		-				-
自己株式の取得	△47,905	△47,905				△47,905
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	91,848	770	92,619	92,619
事業年度中の変動額合計	△47,905	△413,550	91,848	770	92,619	△320,931
2021年3月31日残高	△166,500	4,860,268	185,137	△290	184,847	5,045,115

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社桜井製作所

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

二階堂 博文

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 博生

印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社桜井製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社桜井製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社桜井製作所

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

二階堂 博文

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 博生

印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社桜井製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、アーク有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年（令和3年）5月21日

株式会社 桜井製作所 監査役会
常勤監査役 川東 宏二

監査役 石塚 尚

監査役 鈴木 修一郎

（注）監査役石塚尚及び監査役鈴木修一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 剰余金処分の件

当社は財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様に対し、安定した利益還元に努めることを基本方針としております。当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおり剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は47,890,219円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

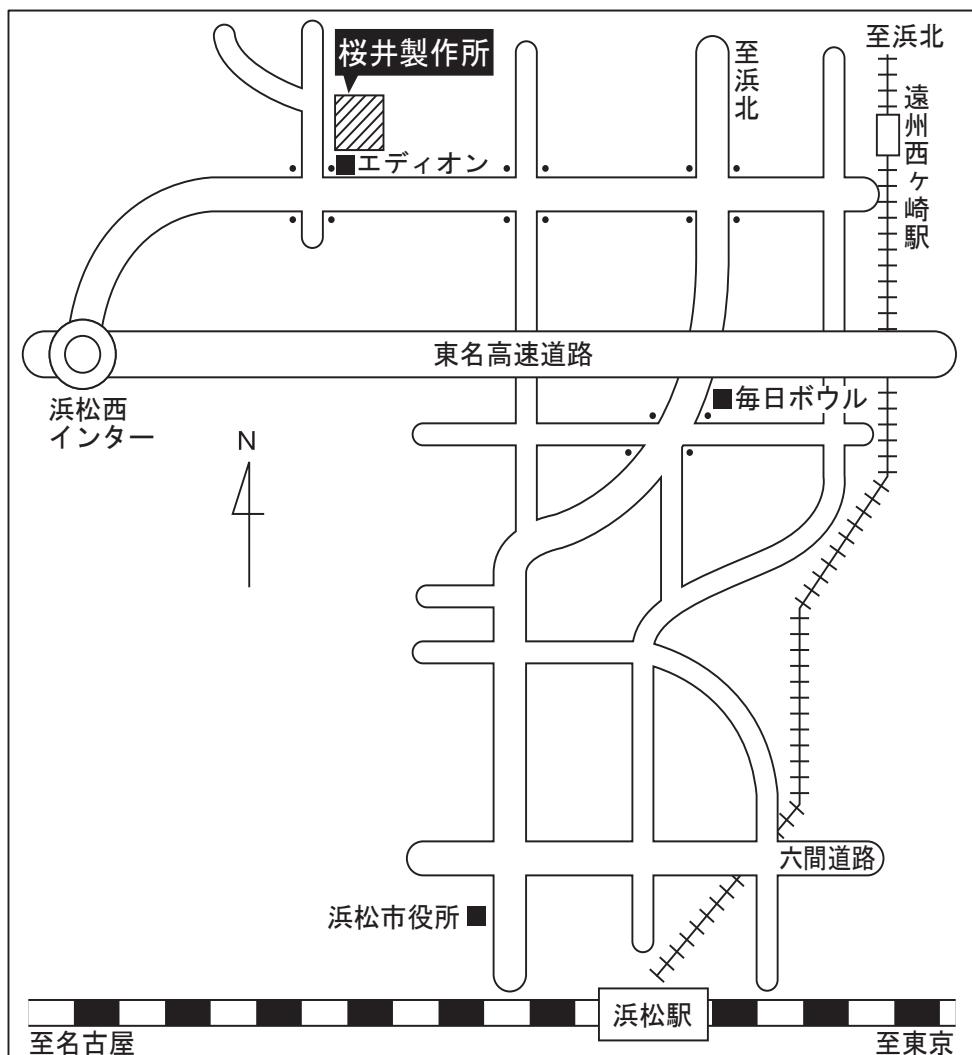
2021年6月28日

以上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図



会 場 静岡県浜松市東区半田町720番地
株式会社 桜井製作所 本社会議室

電話 (053) 432-1711 (代)

最寄りの交通機関

1. JR線 浜松駅下車タクシー25分
2. 遠州鉄道線 遠州西ヶ崎駅下車タクシー 7分
3. 東名高速道路 浜松西インターより 7 km